

西日本新聞 西日本新聞

発行所



西日本新聞社

福岡市中央区天神1丁目

4番1号(TEL 810-8721)

©西日本新聞社 2010年

10月17日

(日曜日)

電話 092(711)5555(代)

報道センター 5222

都市圏総局 5225

文部部 5260

国際部 5207

運動部 5230

紙面の問い合わせ

読者室 092(711)5331

平日10~18時 土曜~14時
(日・祝日休み)

購読・配達の案内

0120-44-0120(7~20時)

<http://nishinippon.co.jp/>

盗撮「禁止場所」に差

送検容疑は8月、従業員や客が利用する薬局のトイレに単3乾電池大のビデオカメラを置き30代女性従業員を2回撮影、のぞき見た疑い。カメラは動きに反応して作動するタイプで、設置する男の顔が写っていたという。

県警によると、同条例が盗撮を禁じる公共の場とは「不特定多数が自由に利用し、出入りできる状態に置かれた場所」。店舗のトイレでも、個室なら公共の場とみなさない。他人の経営する店にカメラを仕掛ければ、建造物侵入罪に抵触する可能性もあるが、自分の店ならそれもできない。

9月、長崎市職員が商業施設で女性のスカートの中を盗撮した事件では、職員は同条例違反容疑で逮捕され、罰金20万円の略式命令を受けた。

今回の被害女性は「スカートをのぞいた方が重いなんて」とあきれる。取材に対し、書類送検された男は「正直、こんなに軽いとは思わなかった」と話す。

長崎県内の50代の薬剤師の男が、経営する薬局の個室トイレで盗撮したとして軽犯罪法違反(のぞき見)容疑で書類送検されたことが16日、長崎県警への取材で分かった。盗撮は同県迷惑行為等防止条例では6月以下の懲役または50万円以下の罰金を科せるが、禁止する場所は「公共の場」のみ。個室トイレは「公共の場」でなく、拘留または1万円未満の料で済む同法しか適用できなかった。条例で盗撮を禁じる場所は自治体によって違いがあり、被害女性は「理不尽」と憤る。

九州7県条例 個室トイレ適用は3県

「公共の場」

送検容疑は8月、従業員や客が利用する薬局のトイレに単3乾電池大のビデオカメラを置き30代女性従業員を2回撮影、のぞき見た疑い。カメラは動きに反応して作動するタイプで、設置する男の顔が写っていたという。

県警によると、同条例が

盗撮を禁じる公共の場とは「不特定多数が自由に利用し、出入りできる状態に置かれた場所」。店舗のトイレでも、個室なら公共の場とみなさない。他人の経営する店にカメラを仕掛ければ、建造物侵入罪に抵触する可能性もあるが、自分の店ならそれもできない。

9月、長崎市職員が商業施設で女性のスカートの中を盗撮した事件では、職員は同条例違反容疑で逮捕され、罰金20万円の略式命令を受けた。

「時代遅れ」

盗撮を禁じる条例の罰則は各都道府県とも、おおむね6月以下の懲役または

10万円以下の罰金。だが、禁止場所は「公共の場」限定の自治体と、これに「公衆が利用する便所、浴場など」を加える自治体に分かれれる。

九州で公共の場限定の自治体は長崎、福岡、鹿児島、宮崎。「便所など」を加えるのは佐賀、熊本、大分(来春施行)。佐賀県警は今年7月、改正条例を施行。「トイレなどでの悪質な盗撮が増えたため」と説明する。

中里見博福島大准教授(憲法)は「条例は『下着のぞき』を主に想定している。しかし、カメラの高性能化で個室での盗撮のほうが深刻な問題になってしまる。公共の場限定の自治体は、社会の変化に追いついていない」と指摘。刑罰が軽い軽犯罪法(1973年改正)も「単純なぞきがほとんどだった時代のもので、現代の盗撮を想定していない」という。

自殺未遂も

盗撮事件に詳しい全国盗撮犯罪防止ネットワーク(和歌山県)の平松直哉代表は「被害者の知らないところで盗撮映像がネットなどで売買されている」とい

う。盗撮された映像を売買された女性が、自殺未遂するなどの例もあるという。

平松代表は「軽い刑罰しか科せない県で、盗撮が横行する恐れもある」と話す。2005年、自民党参議院議員が中心となり、トイシャや浴場などの盗撮を禁じる「盗撮防止法案」の国会提出を目指したが、「郵政解散」のあおりを受け見送られた。その後大きな動きはない。

中里見准教授は「盗撮の実情に合った法律を、早急に整備する必要がある」と強調する。



盗撮に使われるがよくあるというタイプの小型カメラ(全国盗撮犯罪防止ネットワーク提供)

カメラ高性能化 法整備求める声

